

町からのお知らせ

農林業センサスにご協力ください

平成十七年二月一日現在で全国一斉に「農林業の国勢調査」といわれる「二〇〇五年農林業センサス」が実施されます。この調査は、今後の農林業の政策に役立てるた

めに五年ごとに実施される極めて大切な調査です。

一月中旬から農林業を営んでいる皆さんのところに調査員が伺い、調査票に農林業の経営状況な

企画課 〇九—三三三—

農林業のいま



年金受給者への不審な文書にご注意ください

日本国民年金協会の名をかたまり、年金受給者等に対して「国民年金を納めていない方については国民健康保険証が交付されず、また、このまま保険料を納めないと財産が差し押さえられることもあ

る。」、「現在受給している年金額に誤りが発覚し、『国民年金特例法』により過払い金を返金しないと年金の支給を停止する。」といった不審な文書が送付される事例が全国で発生しています。

日本国民年金協会は、東京都千代田区平河町に所在し、年金の支給停止や文書を送付することはありません。年金受給者の皆さんは、不審な文書に十分注意し、すぐに送付元に連絡せず、社会保険事務

住民課 〇九—三三三—

所に連絡してください。

備後府中社会保険事務所

〇〇八四七—四一—七四二一

農業所得の申告準備はできていますか？

所得申告は、自分で正しい所得を計算し申告することが原則です。このためには、一年間の所得がいくらになるか、正しく計算できる資料（出荷伝票・領収書・請求書等）を保管し、帳簿に正しく記入することが必要になります。

〇神石高原町指定の農業収支計算書を十二月に発送します。月ごとに集計し一年間の収入合計、経費合計を転記してください。
〇農業所得の事前相談は一月十一日（火）～一月三十一日（月）まで、各支所総務課町民係で受付します。できる限り、該当

地域の支所窓口へおいでください。
所得税の改正について
「存じですか？」
【平成十六年分の所得税から適用されるもの】

住民課 〇九—三三三—

〇配偶者特別控除の改正

【平成十七年分の所得税から適用されるもの】

〇公的年金等控除の改正

〇老年者控除の廃止

〇公的年金等に係る源泉徴収の改正

〇青色申告特別控除の改正